

布川地区コミュニティセンター 料金表

R 4. 4. 1 改正

施設区分	使用時間及び使用料金			使用時間及び使用料金		
	割引有			割引なし		
室名	9時～ 12時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 12時	13時～ 17時	17時～ 21時

町 内 者	冷暖房なし						
	和室(小)	275	440	550	550	880	1,100
	研修室						
	工作室						
	和室(大)	550	660	825	1,100	1,320	1,650
	会議室						
	多目的ホール	1,100	1,320	1,650	2,200	2,640	3,300
	冷暖房有(料金の5割増)						
	和室(小)	412	660	825	825	1,320	1,650
	研修室						
	工作室						
	和室(大)	825	990	1,237	1,650	1,980	2,475
会議室							
多目的ホール	1,650	1,980	2,475	3,300	3,960	4,950	

町 外 者	冷暖房なし			冷暖房有(左記料金の5割増)			
	和室(小)	825	1,320	1,650	1,237	1,980	2,475
	研修室						
	工作室						
	和室(大)	1,650	1,980	2,475	2,475	2,970	3,712
	会議室						
	多目的ホール	3,300	3,960	4,950	4,950	5,940	7,425

営 利 目 的	冷暖房なし			冷暖房有(左記料金の5割増)			
	和室(小)	1,650	2,640	3,300	2,475	3,960	4,950
	研修室						
	工作室						
	和室(大)	3,300	3,960	4,950	4,950	5,940	7,425
	会議室						
	多目的ホール	6,600	7,920	9,900	9,900	11,880	14,850

使用料金関係の主な変更点

- 使用時間が、その区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収します。
- 町民の割合が5割を超える5人以上の団体が生涯学習活動その他これに類する活動に使用する時 5割の減額。
- 町外者(龍ヶ崎市民を除く「以下同じ」)及び町外者の割合が5割を超える団体の使用料 5割増しの金額。
- 営利目的として物品の展示、宣伝及び販売に使用する場合 使用料の3倍の額。
- 営利目的として入場料、会費若しくは受講料等を徴収する場合 使用料の3倍の額。
- その他教育委員会が営利目的と認めた時 使用料の3倍の額。
- 冷暖房を使用する場合の使用料は、使用料(割増しを受けている場合は割増し後の使用料、減額を受けている場合は減額後の使用料)の5割増しの額。
- 使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとします。